

旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について

平成 27 年 11 月 18 日

経 済 産 業 省

ガ ス 安 全 室

1. 現行制度の概要

現行ガス事業法（以下「現行法」という。）では、一般ガス事業者とともに、70 戸以上に対する LP ガスの小規模導管供給など、「簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）によりガスを発生させ、導管によりガスを供給する事業（一の団地における供給地点が 70 以上）」を営む簡易ガス事業者について、参入許可や料金認可を求めるといった事業規制を課すとともに、現行法第 37 条の 7 の規定により、技術基準適合維持義務やガス主任技術者の選任義務など保安規制を課している。

2. 見直しの必要性

今般の法改正により、簡易ガス事業者制度を廃止することとなったが、改正法第 2 条第 1 項の小売供給の定義の中に、「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業」のうち 70 戸以上の団地供給を行うものを含めており、引き続き当該事業をガス事業法で規制することとしている。

改正法施行後においては、「ガス小売事業」の一類型として、簡易ガス事業に相当する事業を営むこととなり、当該事業の用に供する特定ガス発生設備や導管網は、「ガス小売事業の用に供するガス工作物」として保安規制が課せられることとなる。

すなわち、今般の法改正により、供給地点に係る簡易ガス事業者間での独占が撤廃され、「ガス小売事業」として、自由な料金設定のもと新規参入が予想される分野となる。そのため、競争状況如何にかかわらず保安水準を維持・向上していくために、現在の簡易ガス事業の実態を考慮した上で、その在り方を整理することが求められる。

3. 論点

現在の簡易ガス事業の実態を踏まえ、以下の（１）及び（２）の項目に関して、ガス小売事業者の保安業務や、その維持・運用するガス工作物に係る技術基準として、追加的に求めることとしてはどうか。

（１）特定ガス発生設備に対する定期自主検査の実施

①現行法における規定の概要

現行法では、一般ガス事業者は第 36 条の 2 の 4 の規定により、一般ガス事業の用に供するガス工作物に関し、定期に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存することとしている。定期自主検査の方法や対象ガス工作物は、施行規則第 56 条で定めており、具体的な検査対象としては、ガス発生設備や導管等のうち、最高使用圧力が高圧の設備が規定されて

いる。また、検査手法^(※1)としては、同条の規定により、①開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法（いわゆる開放検査）、②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法により行うこととしている。

（※1）具体的には、外部や内部を目視し、腐食、損傷、変形その他について異常がないことを確認することや、経年変化のおそれのある耐圧部に超音波厚さ計等を用いて強度上必要な板厚の維持を確認することなど。

なお、具体的な検査手法に関しては、経済産業省ガス安全室がガイドライン（「ガス工作物定期自主検査要領」）を作成しており、各ガス事業者は当該ガイドラインをもとに、定期自主検査を実施している。

一般ガス事業者に対してこのような定期自主検査を行う義務が課せられている一方で、簡易ガス事業者については、現行法において第36条の2の4を準用しておらず、定期自主検査を行う義務は課せられていない。また、一般ガス事業者に関しても、施行規則第56条の検査対象からは、比較的簡便な構造を有するものとして、移動式ガス発生設備とともに、特定ガス発生設備を定期自主検査対象から除外している。

②見直し案

現行法において、簡易ガス事業者に定期自主検査を課していない趣旨は、昭和45年の制度導入時には、簡易ガス事業はLPガスボンベを用い、自然気化を行うような供給形態を想定しており、特定ガス発生設備はボンベ小屋のような、簡便な構造のものを想定していたためである。しかしながら、現状では、簡易ガス団地の中には3,000戸程度の大規模な団地供給を行う事例も見られ、「高圧ガス（1MPa以上）の製造」を行うような、強制気化方式による比較的大規模な特定ガス発生設備も見られるようになっている。

このような比較的大規模な特定ガス発生設備については、保安を確保する観点から、現行法における一般ガス事業の用に供するガス工作物と同様に、開放検査等の定期自主検査を行うことが望ましい。なお、LPガスを供給する事業を規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）における液化石油ガス販売事業者が「高圧ガスの製造」を行う場合には、高圧ガス保安法における「第一種製造者」として、定期的に保安検査（開放検査）を受けることを義務付けている^(※2)。

（※2）なお、ガス事業法と液化石油ガス法、高圧ガス保安法においては、保安業務や技術基準などの保安規制に様々な相違点が存在している。当該相違点の整合化については、産業構造審議会 液化石油ガス小委員会やガス安全小委員会にて検討を行っているところである。

現在、簡易ガス事業者の中には、法令により義務化はされていないものの、特定ガス発生設備等に対して、自主保安の一環として自主検査等を行っている実態がある。改正法施行後は、ガス小売事業の一類型と整理され、参入自由な登録制度となることから、今後とも事業者が確実に検査を行うよう、最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備に関しては、定期自主検査の対象に加えることとしてはどうか。

なお、現行の簡易ガス事業者が行っている検査は、自主保安の一環として行っているものであるため、その検査頻度や検査手法は、個別の事業者の実態に即したかたちで行っている。

この点、定期自主検査はガス事業者が自ら実施するものであり、その手法は各ガス事業者が保安規程やそれに引用している社内規程で定めるなど、国のガイドラインを参考としながらも、実態に即したかたちで実施している^(※3)。

(※3) 例えば、開放検査の頻度に関して、「ガス工作物定期自主検査要領」では「標準的な開放周期」として、6年、4年、3年といった頻度を示しているが、実際の具体的な頻度としては、設備の構造、使用環境、過去の検査結果を勘案して、各ガス事業者が個別に保安規程等において決定する事項としている。なお、定期自主検査そのものは、告示で定めるところにより、ガス工作物の種類ごとに13月から37月以内の頻度で実施する必要がある。

そのため、今般の法改正に伴い、特定ガス発生設備に関し定期自主検査の実施を義務付けた場合であっても、簡易ガス事業を営むガス小売事業者は、現行一般ガス事業者と同様に、各事業者が個別の事情を勘案して具体的な手法を定め、定期自主検査を実施していくこととなる。

<参考4—1> 特定ガス発生設備の実例

○簡便な特定ガス発生設備（ボンベ小屋）



○比較的大規模な特定ガス発生設備



(出典) 一般社団法人日本コミュニティーガス協会

(2) ガス小売事業の用に供する導管における危険標識の設置

①現行法における規定の概要

現行法では、一般ガス事業や簡易ガス事業においては、供給区域や供給地点において独占的にガス供給を行う事業であることを踏まえ、その事業の用に供する導管の敷設に際して、特段の危険標識の設置は義務付けられていない。

他方、液化石油ガス法においては、液化石油ガス販売事業者に対して、同法施行規則第18条第14号の規定により、供給管（導管）の技術基準として、「地盤面上に供給管を設置する場合において、その周辺に危害を及ぼすおそれがあるとき」には、その見やすい箇所に「LPガスの供給管である旨」、や「供給管に異常を認めたときの連絡先」など必要な事項を、明瞭に記載した「危険標識」を設けることとしている。

②見直し案

液化石油ガス法において危険標識の規定を設けている趣旨としては、液化石油ガス法における液化石油ガス販売事業者は、69戸以下の液化石油ガスの小規模導管供給も想定されるところ、登録制の参入自由な事業であり、事業者が自由に供給管を敷設できることから、こうした供給管の特性や、緊急時の連絡先を明確に示すことで、保安上問題が起きた際に適切に対処することを担保していくためと考えられる。

そのため、許可事業者として、供給区域や供給地点において独占的に供給を行っている一般ガス事業者や簡易ガス事業者に対して、危険標識の設置を義務付けていない現行制度は、当該地域における導管の特性や事業者連絡先が明瞭である以上、あらためて当該標識を設ける必要性は高くなく、合理的な差異であるといえる。

この点、一般ガス事業者が現在設置している導管網については、改正法施行後において一般ガス導管事業者が許可事業者として設置することから、その導管の特性や連絡先などは、引き続き明瞭であるといえる。

他方、「簡易ガス事業の用に供する導管」については、改正法施行後において「ガス小売事業の用に供する導管」となり、登録事業者の設置するものとして、液化石油ガス販売事業者と同様に、基本的には自由に導管を敷設することとなる。また、一地域に複数の事業者が「ガス小売事業の用に供する導管」を敷設するケースも今後は想定される。

そのため、「ガス小売事業の用に供する導管」については、液化石油ガス法における供給管と同じく、地盤面上に設置した導管に関して、保安上必要な事項を記載した危険標識を設けることとしてはどうか^(※4)。

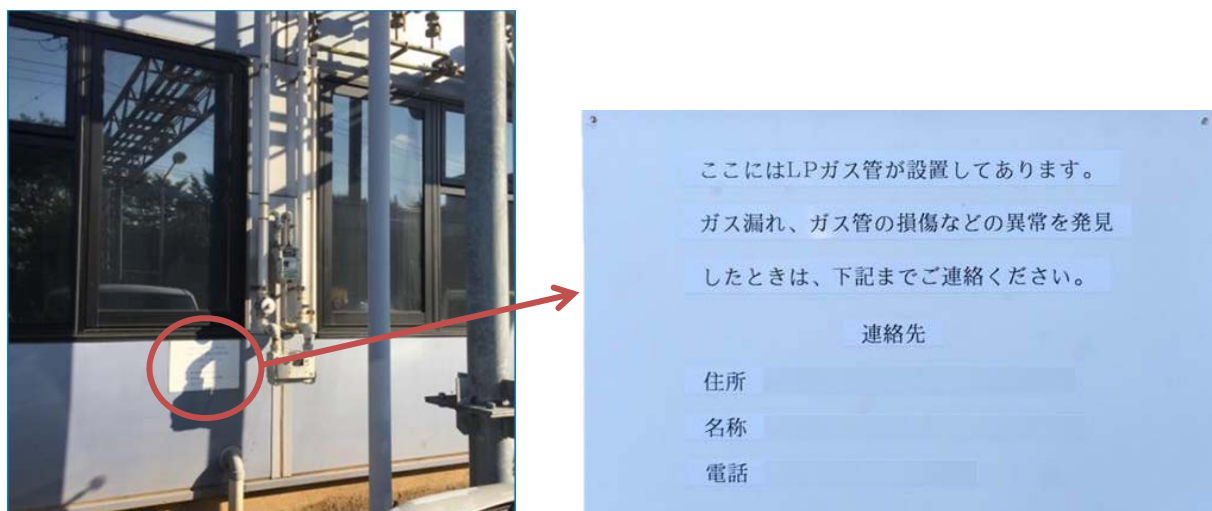
(※4) 特定ガス導管事業は届出を行えば営むことが可能な事業であるが、一般的に中高圧の導管を用いた地点間の供給を念頭に置いた事業類型であることから、一地域に複数の事業者が設置することは基本的に想定されない。そこで、「特定ガス導管事業の用に供する導管」に関しては、危険標識の設置義務の対象外と整理してはどうか。

しかしながら、現行の簡易ガス事業者が改正法施行の際に、現に敷設している導管網については、①これまで許可事業者として供給地点に対し独占的に供給を行ってきており、当該導管網がLPガスの導管であることや、簡易ガス事業者の導管であることは既に明瞭である

こと、②仮に別のガス小売事業者が当該地域に導管を敷設した場合には、そのガス小売事業者の敷設した導管に危険標識を設ければ、既存の導管網との区分けは可能であること、を踏まえれば、既存の導管網に遡及して当該標識の設置を義務付ける必要性は高くないといえる。

そのため、今般の法改正に伴い、「ガス小売事業の用に供する導管」に関し危険標識の設置を義務付けた場合であっても、既存事業者が現に設置し、維持・運用を行っている導管網については当該措置を要しないこととしてはどうか。

<参考 4—2> 液化石油ガス法における供給管の危険標識設置



<参考 4—3> 液化石油ガス法施行規則の該当条文

(供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十三 (略)

十四 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

十五～二十三 (略)